

# しまむら新一 議員ウィークダイアリー

市議会議員報告

23.6/12 №.6



日本共产党市議会議員  
しまむら新一事務所  
事務所/〒270-0021  
松戸市小金原4-11-29  
☎047-309-2651  
FAX047-309-2652  
松戸・鎌ヶ谷地区委員会  
事務所/〒270-2252  
松戸市千駄堀1810-2

## 「趣旨と違う！こんなはずじゃなかった！」 —非正規自治体職員の賃金・待遇の改善を！—

自治体では、任期の定めのない常勤職員（正規職員）、再任用職員（定年後年金支給開始まで更新できる職員）、任期付職員（3～5年以内の雇用職員）、臨時・非常勤職員（非正規職員）の方たちが働いています。

その中の臨時・非常勤職員は、特別職非常勤職員（原則1年以内の雇用で相談員、研究員、館長など）、一般職非常勤職員（原則1年以内の雇用）、臨時的任用職員（6月以内、更新1回で1年以内の雇用）といった任用に分けられています。一般事務職員であっても、自治体・部署によって、特別職非常勤職員で任用されている自治体もあれば、一般職非常勤職員や臨時的任用職員として任用している場合もありました。

つまり、自治体によって採用の方法などについても法文上はっきりしなかったり、適正な選考をしなかったり、条例で賃金のあり方を定めていなかったりなど任用根拠をはじめとする制度の運用がそれでした。

そこで、総務省が中心となり、制度の統一化・適正化を図るため、「地方公務員

### 自治体の非正規職員数の推移



法」と「地方自治法」の改正を行い、「非正規職員の待遇改善を趣旨」として、「会計年度任用職員制度」が、2020年4月スタートしました。

今年度はこの制度がスタートして4年目です。自治体の正規職員は、中曾根政権以来の小さな政府、規制緩和、官から民へといった民営化路線に加え、小泉政権からの構造改革等で、公務員が国、都道府県、市区町村で削減されてきました。一方、自治体の財政難もあり、人件費を抑制するため増え続けてきたのが非正規職員です。

今では、4割にも及ぶ会計年度任用職員の力に支えられ、行政運営が成り立っており、公共サービスの提供に大きな役割を果たしています。

## 人権保障の砦である地方自治体の役割が問われています！

しかし、「待遇改善の趣旨」としてスタートした制度でしたが、自治体職員の労働組合である「日本自治体労働組合総連合」（通称、自治労連）の昨年度実施したアンケート（約2万2千のサンプル）には、深刻な実態と切実な声が寄せられました。

回答された86.3%が女性、昨年度の年収は200万円未満が59.3%、単独で家計を支える生計維持者でも半数が年収200万円未満という結果。会計年度任用職員制度が「官製ワーキングニア」の労働者と「ジェンダー差別」をうみ出す役割を果たしています。

「来年度も採用される保障はなく、日々不安に思っている」「今まで継続して働けていたのに、かえって雇用が不安定になった」など雇用への不安・不満の声が多く寄せられ、雇用の不安にさいなまれている実態が浮き彫りになりました。

また、「正規と同じ仕事をしている。正規にある特別休暇も平等にしてほしい」といった待遇の格差も多いことが分かりました。

特に総務省のこの制度のマニュアルに「任用3年目は再度の公募」と明記され



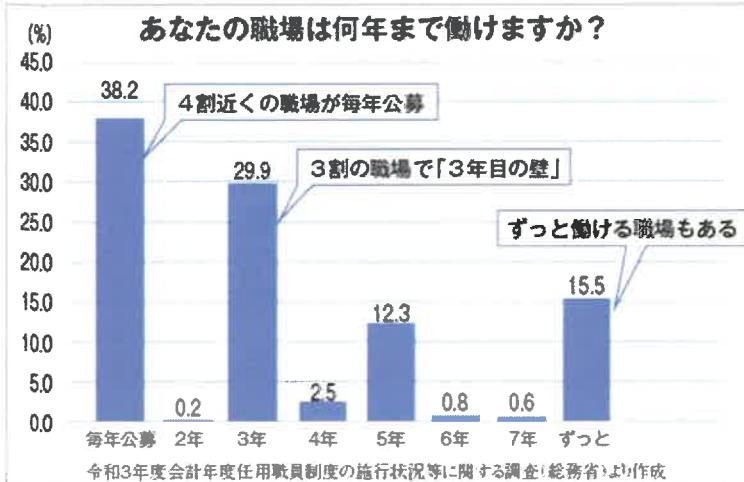
財政難のしわ寄せを非正規に押しつけるのは止めてください。自助努力も限界です。退職金もなく働いても働いても将来の不安がぬぐえません。



ていたために、任用の更新を変える自治体が増えたことで、さらに雇用への不安をありました。

公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）などは、2月上旬、この3年目公募の問題を厚労省とヒアリングを行いました。結果、国や地方公共団体の任命権者は、一定期間内に30人以上の離職者が生じる場合は1ヵ月前までにハローワークに「大量離職通知書」を出すことが義務付けられていること、対象は定年退職や任期満了退職はもとより、会計年度任用職員であることを確認しました。また、再就職先の確保の措置をとることも法的に求められていることも確認しました。

いずれにしても、非正規職員のやりがい・誇りを利用し、差別的な待遇を放置していいはずがありません。議会でも引き続き取り上げていきます。



# 先進自治体に学ぶ“買い物不便地域”的取り組み！

## 一船橋市の「移動販売支援事業」を紹介します

「私の住んでいる公団団地でも周りの個人商店が閉店し、買い物不便地区になり、高齢者居住者からの要望もあり、1年前に実現した。スタートして頃は、住民が列をつくって買い物をするなどの光景が見られました。最近はそれほどでもなくなりましたが、この制度は多くの住民に歓迎されています」と、元日本共産党船橋市会議員の石川敏宏さんは語ります。

船橋市では住民からの要望で、2019年4月から「移動販売支援事業」がスタートしましたが、事業実施にあたって「船橋市移動販売支援事業補助金要綱」を策定しています。その要綱には同事業の目的として「身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品や日用雑貨等の買い物が困難な状況に置かれた市民が居住する地域を主な対象として移動販売を行う事業者に対して、……補助金を交付すること」で、「買い物弱者が買い物する機会を図る」と明記しています。

補助の按分、補助金の上限額、補助期間、補助要件等は右の表の通りです。

### 買い物困難地域の24地区 コミュニティ別分析について

船橋市は、2020年12月、「買い物困難地域の24地区コミュニティ別分析」を作成・発表しました。分析は「買い物困難度」について、「自宅から概ね半径300m



補助金の内容	
補助率	1/2
補助上限額	200万円/年
補助対象 経費	1. 移動販売車取得に係る経費及び賃貸借料 2. 備品購入費 3. 人件費 4. 広告宣伝費及び販売促進費
補助期間	最大5か年度
補助要件	1. 市内に事務所及び事業所を有すること 2. 移動販売で販売する商品を、市内店舗で調達すること 3. 鮮魚、精肉及び青果物を全て移動販売で取り扱うこと 4. 市が指定する買い物困難地域で移動販売が行えること 5. 週5日以上、移動販売が行えること 6. 移動販売に係る法令を遵守すること 7. 補助金の交付決定を受けた初年度を含む5か年度以上継続して移動販売を行えること 8. 船橋市税を滞納していないこと

以内にスーパー、ドラッグストア、ディスカウントストア、コンビニ、生鮮食料品店が無い地域」をA地域、「自宅から概ね半径300m内にコンビニ等の店舗がある地

## 一中金杉、幸田地域などの買い物困難地域の改善を

域」をB地域、「自宅から概ね半径300m内にスーパー等がある地域」をC地域と指定。そして、「町丁目ごとに買い物困難度を判定し、買い物困難度がA（地域）でかつ高齢者世帯数が50以上の地域を基本として、これに地域の声を勘案し、買い物に困難を感じている住民が多いと考えられる地域を推測する」として、「買い物に困難を感じている住民が多いと考えられる地域」をホームページで公開しています。これを見ると、自分の住んでいる町丁目が買い物困難度がAなのか、Bなのかが分かるようになっています。

### 市内で実施している移動販売

市内では、現在6台の移動販売車で移動販売を行っています。ホームページにでは、それぞれの移動販売の「販売日時」「販売地域」「販売ルートの詳細」「取扱品目」「販売価格」「販売元のホームページ」などが紹介されています。

たとえば、移動スーパーの「フードスクエアカスミ咲が丘店」では、販売日時は毎週月曜日から金曜日までの午前10時半から午後6時10分までとなっています。販売地域は、豊富町ほか10地域で、たとえば豊富町地域では2カ所の販

買物弱者に対する事業形態は、様々です。経産省の商務・サービスグループ消費・流通政策課が今年（2023年）になって事業形態ごとにヒアリングを行い、その事例をまとめています。移動販売は、様々な事業形態のひとつです。（経産省HP参照）

### ～船橋市からのお知らせ～ 移動スーパーの巡回要望について

船橋市では複数の民間事業者と連携して、市内買い物困難地域で移動スーパーが巡回しており、日常生活に欠かせない存在として、ご利用の方からは大変ご好評の声をいただいております。  
移動スーパーの巡回要望は随時受け付けています。

#### ○移動スーパーの概要

生鮮品や加工食品、日用品などを載せた車両で地域を巡回し、1か所あたり10~20分程度停車して販売（実施事業者にもよりますが、2~4台程度の停車スペースを確保する必要があります。）

#### ○対象地域

近隣に店舗が無く日常の買い物が困難な地域

#### ○申込方法

船橋市商工振興課へ裏面の「移動スーパー巡回要望書」を提出、または専用のオンライン申請ページから申込み（申込先・URLは本チラシ下部参照）

#### ○注意事項

- 市が移動スーパーを運行するものではなく、要望を事業者にお伝えし、実施可能か調整するものです。このため、ご要望をいただいてから実施まで時間を要する場合があります。
- 巡回ルート編成や停車スペース確保等の都合で、実施できない可能性があることを了承ください。
- 開始後も利用客数や販売金額がある程度確保できない場合は、巡回を取り止めることがありますので、周辺住民の方々への周知にご協力くださいますようお願いいたします。
- 極力個人単位ではなく、地域を代表する自治会や福祉団体などの団体からお申込みください。



【お問合せ先・申込先】  
船橋市商工振興課  
〒273-8501船橋市幸町2-10  
電話 047-436-2461 FAX 047-436-2466  
Email shiseishinkin@tbs.tsurashishi.jp

売所、1カ所は木曜日の14時から14時20分、もう1カ所は月曜日の14時45分から15時までの販売となっています。

このように、それぞれの地域の時間と曜日がホームページで知られています。取扱品目は食料品全般、日用品等で約650品目となっています。詳しくは船橋市のホームページを参照してください。

買物の楽しみを提供するサービス	近くにお店をつくるサービス	■移動販売
	家から出やすくなるサービス	■買物場開設
買物の不便さを解消するサービス	家まで商品を届けるサービス	■移動手段の提供
	先進技術を活用したサービス	■買物代行
	ロボット買物支援	■宅配、ネットスーパー
	ドローン配送	■遠隔カメラ買物支援
	ロボット買物支援	■ロボット買物支援